

広報 ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場秘書課編集
電話(018876)代 2100番
印刷所 湖 東 印 刷 所
電話(018876) 2430番
一部 5円 郵便番号 018-17
毎月 1日・15日発行

明治かたぎに学ぶ

— 生きる思想を守り続けた人々 —



子どもたちは限りなく自由への願いをもつ

(広報紙中にある写真を欲しい方には
おあげします)

数楽への小径

先ごろ遠山啓(ひらく)という数学の先生が亡くなった。

この春にはNHKのテレビで数学への小径(みち)と題し、五回ほどアナウンサーと対談したが、その語りは、現在の教育に対するエッセイとしてきりめくものをもっており、魅力ある番組であった。

数学の苦手な生徒が多いが、それは導入の誤りが多いからであり、いつのまにか数学が「数楽」になるようにしたいとしていた。話題が豊富で、言葉の選択が実にうまい。大学は「大いに学ぶ」ところなのに、学生だけが多くなって「大きな学校」になってしまったという。経営にばかり頭を悩まし、学問そっちのけに奔走している大学には耳の痛い言葉であろう。

点数至上主義に警鐘

その外、今話題の「落ちこぼれ」は「落ちこぼし」たものであり、児童、生徒に責任はないとしている。

先生は、昭和四十四年六十歳のときから、養護学校の現場に通い「感覚教育」の貴重な実験を試みて、それまでの人間観、教育観をゆるがす力に圧倒されたという。

テスト・点数・序列主義——競争原理の強固な鎖をどうして断ちきるかに心を砕いた。これを一言で「点眼鏡」といった。点数という眼鏡を通して生徒をみる風潮に警鐘を打ち鳴らし、その解放に情熱を燃やし続けた明治の人だった。

へたも絵のうち

今一人、現代の仙人といわれた熊谷守一画伯がいる。五十二年九十八歳で故人となつていながら、著書に「へたも絵のうち」がある。それによると生まれた家は岐阜県で、父親が貴族院議員になるなど素封家であった。ありあまる金持ちの郷家から一銭の経済的援助を受けないこの画家は、生活の窮乏を極める。

「私は子どもの時から他人(ひと)を押しのけて前に出ようとする気がないから、何も怖いものはないのです」とのべている。

小さなボロ家で、庭草は伸び放題、アトリエは鍛冶工場とみまわがれるほどであったという。しかしその作品は、見る人をして無限の境地に誘いこみ、神秘的とさえ思わせる不思議な魅力が人々をモリカズのトリコにした。

現代に忘れ去られているもの

敬老の日に明治生まれの二人をとりあげたのは、現代に何か忘れ去られているものを、ほうふつとしてよみがえらせてくれるからだ。

町議会九月定例会終る

ゴミ焼却場 現在地にお願ひしたい

町の姿勢はつきりする

町議会九月定例会が、九月三日から八日までの六日間行われ、旧慣による町有財産の使用権廃止など、外四件の審議を行い、原案どおり可決している。

一般会計の補正予算額は一億九千七百八十五万五千円で、既定予算と合すると三億六千三百九十七万七千円となり、昨年度同期と比較して二・九%の伸び率になっている。

行政説明の中で、六月から八月まで五回にわたる記録的な集中豪雨の被害額を発表したが、それによると、農林業関係が二億一千五百〇万五千円で、公共土木災害の町分と県分と合せて五億三千七百六十六万六千円となり、約七億五千三百二十六万六千円の被害額が見込まれている。

行政説明の主な内容と一般質問、議決された議案は次のとおりである。

施政説明

推計被害額

七億五千三百萬円

六月二十六日か

ら八月二十七日ま

での間に、五回に

わたる記録的な集

中豪雨に見舞われ

その被害額は八月

三十日現在で、七

億五千三百二十六万

千円と推計されている。

その内訳は

農地災害(農林業関係)

水田冠水水面積 五九・二% 農地欠壊 四六件 四八〇畝

農業用施設災害

用排水路欠壊 三〇件 六七四畝

農道欠壊 一件 二七一畝

農道橋流失 三件 四八畝

頭首工流失 二件 二八畝

溜池欠壊 二件 一三畝

林業災害

山復欠壊 六件 一八〇〇畝

林道路肩欠壊 五件 四九畝

法面崩落 六件 五六畝

推計被害額

二億一千五百〇万五千円

この災害のうち、六月罹(リ)

災分については、八月二十二日(

二十三日、東北農政局および仙台

財務局の係官による査定を終えて

いるので、この分については今回

の補正予算に計上している。

残る農林業災害については、九

月中に査定していただく予定で、

現在作業を進めている。

公共土木災害(町分)

道路路肩欠壊

下山内、小倉線ほか一カ所

河川の護岸欠壊

小倉川ほか二カ所 一七八畝

一日もゆるがせに

できない処理場

ごみ処理場の建設について、六

月定例会以後の経過を申し上げる

と、先般地域住民に先進地の視察

を呼びかけ、七月十一日から十三

日まで、岡本地区住民の参加を得

て、埼玉県坂戸市および栃木県塩

谷地区の施設を視察していただいた

が、参加された方々は、その施設

のすばらしさに驚きの様子で、

現在の被害や悩みを解消するため

早期に新しい施設を建設されるよ

う話し合われたと伺っている。

七月二十九日には、岡本地区全

体の集会を開いていただき、私も

出席して住民に理解とご協力をお

県関係分

道路路肩欠壊

関ヶ沢ほか五カ所 八八畝

河川の護岸欠壊

平ノ下ほか七三カ所二三九四畝

がけ地崩落

八田ほか二カ所 一〇五畝

この復旧概算額は、

町分 一億四千十萬円

県分 三億九千七百六十六萬

計 五億三千七百六十六萬

が見込まれている。

この災害の査定は、九月下旬か

ら十月上旬に予定されているので

ただいまその作業をすすめている

一日もゆるがせに

できない処理場

ごみ処理場の建設について、六

月定例会以後の経過を申し上げる

と、先般地域住民に先進地の視察

を呼びかけ、七月十一日から十三

日まで、岡本地区住民の参加を得

て、埼玉県坂戸市および栃木県塩

谷地区の施設を視察していただいた

が、参加された方々は、その施設

のすばらしさに驚きの様子で、

現在の被害や悩みを解消するため

早期に新しい施設を建設されるよ

う話し合われたと伺っている。

七月二十九日には、岡本地区全

体の集会を開いていただき、私も

出席して住民に理解とご協力をお

願ひ申しあげたところである。

さらに、この集会の結果をふまえて、岡本一、二区でそれぞれ臨時総会を開催し、二区では全会一致で、今の状態を改善するため、現施設を改築整備して、ハエ、カラスなどの害をなくしてほしいとする意見が出されている。

また、一区についても二区同様の意味で、賛成多数で改築に同意された旨のご報告をうけている。

ただその後、一区から三名の代表者の方々の名前で、住民の記名捺印を添えて新たな陳情がきている。私としては、ゴミ処理場の建設は一日もゆるがせにできないので、大乗的な見地から議会のみなさまから心からなるご理解をいただき、さらに、岡本地区住民のみ

ならず、広く五城目町民全般の理解をもとに、近代的な設備の整った模範的な処理場の建設にふみきらせていただきたいと思います。

ブルールの利用

一万一千五百〇人

六月十九日オープンした屋内温水ブルールの利用状況は八月末日で一萬一千五百〇〇人の方が利用されており、その内訳は、勤労者および一般社会人が一七七八二人、児童生徒が九千七百八十八人となっている。

年齢別にみた場合、最年長者が六十六歳で、五十代は若干見受けられるが、四十、三十代が多く利用されている。

また、児童生徒では小学生が最も多く、中学生はクラブ活動の関係で利用者は少なくなっている。

内川保育所移転新築
昭和三十七年七月一日から、旧内川村役場庁舎を保育施設として活用してきたところの内川へき地保育所は建物が老朽し、遊び場もせまく、保育所としての機能が少なかったため、へき地保育所から小規模保育所に格上げ申請中であつたが、このたび認可されたので、現在の保育所を浅見内と湯ノ又部落の中間地点に移転新築するための費用として六千二百四十二千円を計上している。

議決された議案

議案第三十八号

旧慣による町有財産の使用権

廃止について

(富津内中津又字二ノ沢地区)

ことしの六月町議会定例会で審査が行われ、採択と決定された、本町富津内中津又字二ノ沢地区内の県行造林伐採跡地の一部払い下げの陳情について、その趣意および議会の決定を尊重して払い下げ処分することになった。町有財産の使用権にかかると旧慣を廃止するため、地方自治法第二百三十八条の六第一項の規定に基づき、議会の議決を求めたものである。

本案により廃止しようとする旧慣は、高千部落が採草地として使用して来たものについてであり、この旧慣を廃止する面積は五九七・六七二平方(約五九町七反歩)で、このうち払下げする面積は



たびたびの増水で護岸も道路もけずり取られた川端線

昭和54年度9月補正現在

一般会計予算性質別分析表

(別表)

歳入

区 分	既 予 算 千円	定 額 千円	補 予 算 千円	正 額 千円	計	構成比 %
1 町 税	418,734	—	—	—	418,734	11.6
2 地 方 譲 与 税	24,003	—	—	—	24,003	0.7
3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	24,255	—	—	—	24,255	0.7
4 地 方 交 付 税	955,852	—	—	—	955,852	26.5
5 交通安全対策特別交付金	1,000	150	—	—	1,150	—
6 分 担 金 及 び 負 担 金	15,801	4,203	—	—	20,004	0.6
7 使 用 料 及 び 手 数 料	42,657	—	—	—	42,657	1.2
8 国 庫 支 出 金	505,388	53,080	—	—	558,468	15.5
9 県 支 出 金	429,102	44,700	—	—	473,802	13.1
10 財 産 収 入	205,725	—	—	—	205,725	5.7
11 寄 附 金	1	2,987	—	—	2,988	0.1
12 繰 入 金	1	—	—	—	1	—
13 繰 越 金	37,801	20,000	—	—	57,801	1.6
14 諸 収 入	47,971	3,485	—	—	51,456	1.4
15 町 債	770,301	69,200	—	—	769,501	21.3
歳 入 合 計	3,408,592	197,805	—	—	3,606,397	100.0

歳出

区 分	既 予 算 千円	定 額 千円	補 予 算 千円	正 額 千円	計	構成比 %
1 人 件 費	616,121	2,487	—	—	618,608	17.1
2 物 件 費	289,581	9,934	—	—	299,515	8.3
3 維 持 補 修 費	47,868	2,121	—	—	49,989	1.4
4 扶 助 費	128,212	—	—	—	128,212	3.6
5 補 助 費 等	157,244	2,660	—	—	159,904	4.4
6 建 設 費	1,824,024	177,099	—	—	2,001,123	55.5
7 公 債 費	321,394	—	—	—	321,394	8.9
8 投資出資及び貸付金	15,982	3,050	—	—	19,032	0.5
9 繰 出 金	2,360	629	—	—	2,989	0.1
10 予 備 費	5,806	△ 175	—	—	5,631	0.2
歳 出 合 計	3,408,592	197,805	—	—	3,606,397	100.0

特別会計

区 分	既 予 算 千円	定 額 千円	補 予 算 千円	正 額 千円	計
国民健康保険特別会計	513,284	—	—	—	513,284
簡 易 水 道 事 業	3,400	788	—	—	4,188
水 道 事 業 会 計	64,287	—	—	—	64,287

・収益的収入
八千四百八十六万四千四十三円

・収益的支出
七千三百九十六万八千四百円

純利益
一千四百四十五万五千七百九十九円

・資本的収入
〇円

・資本的支出
一千二百一十七万七千八百一十一円

・繰越利益剰余金
七千八百三十九万九千七百九十九円

・繰越利益剰余金処分額
四十七万七千四百五十二円

・繰越利益剰余金処分については、
また、剰余金の処分については
当年度末処分利益剰余金が
一千七百一十一万七千四百八十八円
なので、これを
減債積立金 七千三百三十九万
自己資本組入額 四十七万七千四百五十二円

・議案第三十九号
昭和五十三年度五城目町水道事業会計決算認定

・議案第四十号
昭和五十四年度五城目町一般会計補正予算(第二号)別表

・議案第四十一号
昭和五十四年度五城目町簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)

・議案第四十二号
人権擁護委員の推薦につき意見を求める

十月十五日をもって三年の任期

が満了となる人権擁護委員一名の後任について、秋田地方法律局長の依頼により、候補者を選出、推薦のため、人権擁護委員法第六条第三項の規定に基づき、議会の意見を求めた議案。

このたび任期が満了する委員は本町大川、小野正直氏で、氏は、秋田市立藤倉中学校長を退職した昭和三十九年より現在まで五期十五年間、人権擁護委員として活躍した。その充実した経験で、さらに本業務に尽力いただくことが適当と考えて次期委員候補に推薦した。

人権擁護委員法第六条第三項市町村長は、法務大臣に対し(略)その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補

①人権擁護委員の推薦につき意見を求める

市町村長は、法務大臣に対し(略)その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補

佐藤勝太郎(73才)
任期 昭和五十五年
十二月十四日まで

川村 アヤ(60才)
任期 昭和五十五年
十二月十四日まで

加藤 教蔵(62才)
任期 昭和五十五年
十二月十四日まで

小林 米蔵(68才)
任期 昭和五十六年
三月十四日まで

者が推薦しなければならぬ。

②在任中の人権擁護委員

佐藤勝太郎(73才)
任期 昭和五十五年
十二月十四日まで

川村 アヤ(60才)
任期 昭和五十五年
十二月十四日まで

加藤 教蔵(62才)
任期 昭和五十五年
十二月十四日まで

小林 米蔵(68才)
任期 昭和五十六年
三月十四日まで



『公民館自主学級生が議会傍聴市政を学ぶ』

・請願陳情目録

・請願受理番号第三号

戦後強制抑留者補償に関する請願書

・請願受理番号第六号

ゴミ焼却場撤去に関する陳情書

・継続審査中の請願・陳情

▽取り下げ

請願受理番号第二号(昭五三)

ゴミ焼却場撤去に関する請願書

陳情受理番号第八号(昭五一)

し尿処理場建設反対陳情

▽取り下げ

陳情受理番号第三号(昭五二)

萩形ダムの放水口の変更とその冷水による被害額の補償に関する陳情書

一般質問

六人の議員から一般質問が行われたが、ゴミ焼却場の建設について六人とも取り上げていたのでこれをまとめ、町長の答弁もスペースの関係上大筋の内容をとりそこなわないように、とりまとめてみた。

質：ゴミ処理場の建設について

・住民と提携して公害をチェックする

・機関を設けたらどうか。

・機種選定にあたって業者とのゆ着の風聞があるがどうか。

現在地からすみやかに撤去して他の地へ移転する意志はないか。

・地元への利益還元をどのように考えているのか

地元へのご迷惑まずおわびしたい

町長：長い間の懸案であったゴミ処理場の建設について、いろいろ検討を重ねてきたところであるが現状の公害を一日も早く解消するためには、最良の方法ではないかも知れないが現在地に改築をお願いしたいと思っている。

この間地元には大変ご迷惑をおかけしてきたことはわれわれの不徳のいたすところで、加えて、私たちが意図するところが十分ご理解いただけなかったことなどについては、心からお詫び申し上げたい。

功罪相半ばする公共施設
公共施設である道路とか学校を造るに当たっても、それなりに功罪相半ばする問題ばかりであるが、なるべくその被害を不足にし、でき得るならばプラス面を大きくしたいのは、だれしも念願とするところである。

各公共施設について私は、いまでも百パーセントプラスばかりあるとは断言できないと思っている。

被害最少限度にとどめる施設を確認

今まで遅くなったのは、他候補地の折衝もさることながら、最少限度がまんのできる施設が果して存在するのかわるか、その確認に慎重を期したのも遅れた大きな理由の一つである。

この点、地元のみならずから強く要望されているハエ、カラスの害については、ほとんどご迷惑をかけなくともよい施設を確認できたところである。

三月の定例議会においてこのための予算措置を皆さんから承認を得た時点から、私たちは是非今年度内に造りたいとする願望をもってきた。その時点ではまだ場所決定をみておらなかったで、他の候補地も折衝検討をしてきたが用地買収、道路築造など、現在の緊急を要する岡本地区の被害解消に対してあまりにも時間がかかり過ぎるなど、非観的な条件が大きすぎた。そのために、やはり岡本

地区に建築させていただくより方法がなくなってきたところである

議のないところである。部落内の融和が保てるように、是非ルールにのってご注意、ご指導をいただければいつでもお受けしたい。

一度施設をみてほしい

地元のみならずにとつてはいろいご懸念のあるところなので、町では施設の先進地視察を企画しあくまでも個人の判断で参加していただいたわけである。

当初、私に反対していた方も視察した結果、あの程度なら一万七千人の町民のために岡本地区がサビスしてやつても決して犠牲にならないのではないかと、お互いに分担し合わなければならないのは

機種の選定に約束ごと一切なし

さらに世情の風聞をも率直にご質問いただきありがたく思っている。今までの実績からみて、もろっていても、もらわないとする例が多いので、私が否定しても私を信頼してくれるのかどうか、みなさんの判断の基礎になると思う私はこの件について、口約束はも

転したという話もあり、業者が介入して政治問題化し、仕事を進めることのできないところなど、いろいろな例を耳にしている。

町職員としての姿勢

懸念されるような行為はない

私にもいろいろな方から紹介されるが、すべて担当部長にまわし政治力を介入させないで、あくまでも事務的に処理し、厳正な判断をして結論を出すよう指示してきている。その点については、私を含め、助役、担当部長にいたるまで、ご懸念されるような行為はないと確信をもっている。このあと、いかなる業者から呼びかけがあろうとも、また、いかなる圧力を加えられようともこのような政治力は排除していき、町民に糾弾されることのないような手順で、執行部が全責任をもってこれに当りたい。

ご質問の中にあつた秋田市の東部焼却場よりは、もっと進んだもの

利益還元は前例を見てほしい

改築した場合毎月の経費は、今のところ、一カ月一五六万二千五百円という数字を出しているが収集のための経費は含まれない。

処理能力は現在の七・五トンから、二十五トンになる。処理場を建設する面積は、工場そのものは一〇アールか一五アール間に合うわけで、現在六〇アールあるの

で、その外は森山の景観をそこねないように、残さいをすべて運び出し緑化をすすめ、地域住民にこの場とした。

利益還元については、今まで公共施設のために地元にご迷惑をか

のと報告を受けている。建物の中で一切を処理する焼却場なので、是非一度直接見ていただきたい。

二百名の町職員が、全員町長と同じ考えになることは常識的に考えられない。またいろいろなものを

がたつた一つよりないとする判断も常識ではない。しかし、当事者の責任としては選択をせまられる立場にあり、この点については職員も同じ見解を持っていたくよう上司として努力しなければならぬ。そのための理解をしようとする努力をしないで、反対の意見を持つことにはいささか疑問を持っている。

上司から説明を聞いたり、視察してみても、その上での反対であるとするならば肯定できるが、視察もしないで、町の決定に相反する判断をすることはどういうものだろうか、今朝の部長会議で話し合ったところである。

熱エネルギーの活用、その他については、七月二十九日の座談会に出席させていただいた折にも一つの試案を申し上げてきている。

北海道ではそのような意味で、じんあい処理場を誘致しようという現象が出てきている。

今後お互いに知恵を出し合ってマイナスをプラス面に結びつけるよう開拓していきたいと思っている。

(一般質問次号へつづく)



選挙特報

昭和五十四年九月十三日発行

五城目町選挙管理委員会

電話 二二〇〇
一四三〇
(役場 臨時(直通))

衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官の
国民審査が同時に執行されます

☆このたびの選挙は、私たちが国政に参加する大切な機会です。☆

☆この選挙の意義を十分理解し、一人一人がこの一票に対する認識☆

☆識を深め、投票にのぞむことが明るい正しい選挙の実現となり☆

☆住みよい社会づくりにつながることを願います。………☆

▼公示ならびに投票、開票は次のとおりです。

公示日 九月十七日

投票日 十月七日

(午前七時から午後六時まで)

開票日 十月七日

(即日開票午後七時から)

ただし閉じる時刻を繰り上げる投票所は
下記のとおり

投票所	投票時間	繰り上げる時間
馬場目第三投票所	午前七時から午後五時まで	一時間
馬場目第四投票所	午前七時から午後五時まで	一時間
馬場目第五投票所	午前七時から午後五時まで	二時間
馬場目第四投票所	午前七時から午後五時まで	一時間
富津内第四投票所	午前七時から午後五時まで	一時間
内川第三投票所	午前七時から午後五時まで	一時間

投票所は22ヶ所

この選挙における各投票区の投票所は、次のとおりです。

投票区	投票所	投票区	投票所
五城目第一投票区	築地町児童館	富津内第一投票区	秋田末広織維株式会社社会議室
五城目第二投票区	五城目町役場第三会議室	富津内第二投票区	富津内地区 コミュニティセンター集会所
五城目第三投票区	五城目幼稚園遊戯室	富津内第三投票区	富津内中学校理科教室
五城目第四投票区	五城目町公民館	富津内第四投票区	北北口公民館
五城目第五投票区	南秋田郡製材協会会議室	内川第一投票区	湯ノ又公民館
五城目第六投票区	上樋口公民館	内川第二投票区	内川児童館
馬場目第一投票区	町村会館	内川第三投票区	小倉公会堂
馬場目第二投票区	中村林業集会所 (中村公民館)	大川第一投票区	前大川出張所会議室
馬場目第三投票区	窓地公民館	大川第二投票区	西野公民館
馬場目第四投票区	杉沢公民館	大川第三投票区	谷地中公民館
馬場目第五投票区	金沢喜市宅(落合)	面湯投票区	森山公民館

開票の参観について

五城目町開票区の選挙人に限り開票を参観することが出来ることになっておりますが、開票所が狭いため四十人を超える場合は制限いたします。

◎不在者投票について

衆議院議員 九月十七日からできます。
最高裁判所裁判官 九月二十七日からです。

選挙人は選挙の期日の公示前であっても不在者投票の請求をすることが出来ます。その場合には、投票用紙等の請求書に選挙の当日自ら投票所に行き投票することができない事由を申し立てる旨の、本人の宣誓書を添付することによい。

一 選挙の当日、選挙人がその属する投票区の区域外において職務又は業務に従事中である場合。

二 選挙人が、やむを得ない用務又は、事故のためその属する投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中である場合

三 選挙人が、疾病、負傷、妊娠、老衰、不具もしくは産後、くあるため歩行が著しく困難である場合、又は監獄、少年院もしくは婦人補導院に収容中である場合。

四 交通至難の島その他の地で命令で定める地域に居住もしくは滞在中又はその地域において職務もしくは業務に従事中である場合。

五 選挙人が、その属する投票区の区域の属する県議会議員の選挙区の区域外の住所に居住中である場合。

※疾病、負傷、妊娠、不具等の場合自宅において不在者投票はできないことになっております。

※不在者投票する方は印かんを持参してください。

▼有権者の資格等について

このたびの選挙に使用する選挙人名簿は、昭和五十四年九月一日現在において調製した定時登録と、それ以前に登録調製した選挙人名簿で行われることとなります。

※住所要件は、九月一日まで三ヶ月間継続して住所を有した者(昭和五十四年六月一日以前に住民基本台帳に登録したもの)

※年齢要件は、九月一日現在で満二十才に達するもの(昭和三十四年九月二日以前の出生者)

◎立合演説会の開催について

衆議院議員総選挙の立合演説会は、次により実施されます。
九月二十八日 午後一時から 五城目町民センター

◎最高裁判所裁判官国民審査について

1. 今回審査される裁判官は八人です。この裁判官についての審査公報は、後日各世帯に配布します。

2. 国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上のランに×を書いてください。やめさせたくないと思う裁判官については、何にも書かないでください。投票したくない人は、投票用紙を受取らないでください。

▼入場券の配付について

入場券は、近日中町政協力を通じて配付いたします。
町内転居者については住民基本台帳に基づいて処理しましたが、九月一日以降のものは従前の住所地に配付されます。もし配付されない方はただちに選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

◇ さわやかな暮らしをはこぶこの一票 ◇



交通ルールの勉強は実際に通学路を歩いてみて

(矢場崎子ども会の交通安全教室から)

交通事故の防止は みんなの協力で

九月二十一日から三十日まで、秋の交通安全運動が行われます。期間中はとくに

- ①子どもと老人の交通事故防止
- ②自転車および自動二輪車等の安全利用の促進
- ③安全運転の確保とシートベルト着用の推進
- ④飲酒運転の徹底追放を重点目標として、運動を展開します。

交通安全関係の機関や団体では子どもと老人に対する街頭指導を強め、安全な誘導や注意のひと声をかけるなど、その保護につとめるとともに、急なとび出しや車の

直前直後の横断をしないように指導にあたります。また、シートベルトの着用、自動二輪車や原動機付自転車利用者に対するヘルメット着用の徹底を図ります。地域の子ども会に対しては、「交通安全教室」の開催をはたらきかけることにしています。

学校、幼稚園、保育所では、自転車の正しい乗り方などについて交通安全教育を行い、通学通園時や帰宅後の児童生徒の安全を図ります。しかし、交通事故の防止は、町内のみなさん一人ひとりの自覚と

理解が必要です。とくに幼児の事故防止については、保護者の日常における指導が大切なので、「道路では必ず止まって左右をみてまた右を見る」「路上での遊びをしない」など具体的に教えるようにしてください。また、飲酒運転の追放は、家庭をはじめ地域ぐるみで行うので次のことに協力してください。

飲酒運転の徹底追放

- 家庭において
 - ・酒を飲んでから出かけるときは車のキーを預かる
 - ・車での来客には酒をすすめない
- 職場、地域において
 - ・車で帰る人には飲酒運転をしないよう「ひと声」をかける
 - ・酒を出す会合には、車を運転してこないよう事前に通知する
 - ・運転者が酒を飲むときは、車のキーを預かる
 - ・祝い事などの席に車を運転して来た人には酒をすすめず持ち帰ってもらう
 - ・地域の各種行事会合等で飲酒運転追放を申し合わせる
- 飲食店等において
 - ・来客に車を運転してきたかどうか「ひと声」をかける
 - ・「車を運転する人には酒を飲ませない。酒を飲んだ人には車を運転させない」を守る

月日	実施場所	集合範囲	実施時間
10/1 (月)	大石川農協支所前 崎加藤商店前 谷地中部落公民館前 中川原猿田牛乳店前	大石川、下樋口、四ツ屋、曙町、西野、上樋口、岩城町、中川原、縮	午前10.00~10.30 11.20~11.40 午後1.00~1.20 2.20~2.40
10/2 (火)	落合村高樋田台富津内 高田近江商店前 伊藤俊治郎商店前 小玉商店前 バス停留所前 児童館前	落合村高樋田、川堤、高千、協乙、八田、台、御蔵下、富田、黒土	午前10.00~10.20 11.00~11.20 11.30~11.50 午後1.00~1.20 1.40~2.00 2.20~2.40
10/3 (水)	杉沢バス停留所前 恋地佐々木商店前 町村門前 帝釈寺バス停留所前	杉沢、合地、坊井地、町村、門前、帝釈寺	午前10.00~10.20 11.00~11.20 午後1.00~1.30 2.10~2.30
10/4 (木)	平ノ下部商店前 水沢石川商店前 中村部落公民館前 蓬内台児童館前 館越バス停留所前 五公馬川分民館前	平ノ下、水沢、中村、寺庭台、久保、縮、越、高崎	午前1.00~10.20 10.30~10.40 11.00~11.40 午後1.00~1.20 1.40~2.00 2.20~2.40
10/5 (金)	上山内小倉湯ノ又浅見内岡本森山公民館前 浦横町野田下山内バス停前 電報電話局前	上山内小倉湯ノ又浅見内岡本森山公民館前、浦横町野田下山内	午前10.00~10.20 11.00~11.20 午後1.00~1.30 2.00~2.30 午前10.00~10.30 11.00~11.20 午後1.00~1.20 2.00~2.20 午前10.00~11.00

犬の予防注射は

10月1日から

秋季狂犬病予防注射と登録を右の日程で行います。
犬は、年一度の登録と、二回の予防注射を受けなければなりません。飼主の方は、指定された場所

に犬を連れて行き、登録と予防注射を済ませてください。春に登録を済ませている場合は、予防注射だけとなります。また、指定された場所に犬を連れて行けない場合は、出張料金をとられますので、注意してください。

・注射料 900円
・注射済証交付手数料 300円
・登録手数料(春に登録を済ませている犬の場合) 2000円
・指定日時・場所以外への出張料 1000円
※愛犬手帳を持参すること。

働く人々の 相談に応じます

9月22日商工会館で

- ①対象 労働者、使用者および一般住民
- ②開設日 九月二十二日(土)
- ③時間 午前10時から正午まで
- ④場所 五城目町商工会館
- ⑤相談内容
 - ①労働条件に関すること
 - ②労働教育
 - ③労働福祉
- ⑥以上に関連する以外のことも

ご相談に応じます。
⑥相談担当者 秋田県労政課の職員
⑦その他
①相談者の氏名、相談内容は、申し出があれば、秘密を厳守します。
②労政課の所管外の問題は、相談者と話し合いの上で、他の機関(職業安定課、労働基準局など)と協議して、お答えする場合があります。

賠償問題の解決のしかた

留保条項を忘れずに

一 示 談

交通事故の賠償問題はほとんど当事者同志の話し合いによる示談で解決されています。

いったん示談しますと、特別の事情がない限り、あとで勝手に変更、取消することはできませんしたがって慎重に示談するよう注意してください。

(1) 示談のすすめかた

①まず事故による出費の明細をキチンとつけておき、領収証など

も保存しておきます。自分の請求内容に自信をもち、その正当さを裏づける証拠となります。

②心がまえとしては、感情的にならず、あせらず慎重にすすめましょう。示談書に印鑑を押す場合は十分検討し条件をよく納得してからにします。お金がなく困るようなときには、自賠責保険の仮渡請求の手続をとる方法もあります。

③示談はタイミングよくすることが大切です。あまり日がたつと

相手の態度が次第に悪くなること

がままありますから、何とか折合いのつく線がでた段階がきたら、一挙に話をまとめた方が無難といえます。

そのためには、あらかじめ専門家(弁護士など)の話を聞き譲るべき最低線を決めておく交渉すると早く示談できるようです。



す。

④代理人と称する人が出てきたら正式の委任を受けているかどうか委任状を確認しましょう。

⑤示談がまとまったら、その内容を確実に履行させるために、必要な措置をとっておくことが大切です。

▽示談書について

示談書の形式は自由です。自分で作ってもよく、既製の書式を利用することもできます。(損害保険会社にも備えつけがあります)しかし、次の事項だけは、落とさず記載しないと、後々問題になることがあります。

- ①当事者名 ②事故の日時 ③加害車両の名称・番号 ④事故の状況 ⑤示談内容・支払方法 ⑥作成年月日 ⑦署名・捺印

①示談書には、たいがい八今後、この件についてはいっさい請求しない▽という意味の権利放棄条項を書くのがきまりです。したがって損害の見通しも十分たないうちにうっかり同意しますと、あとで請求できなくなってしまうことがありますので注意しましょう。

②後遺障害は、あとになってわかることもあってやっかいです。現状でわからないが、万一という懸念のある場合は、後日のために入るも今後本件による後遺障害が生じたときは改めて賠償条件につき協議する▽という権利留保条項を示談のなかに入れておくといひでしょう。しかし、この権利留保条項がなくても、後遺障害について、後から賠償請求できることを認めている判例もあります。

住みよい街づくりのために ②

パースントリップ調査にご協力を!!

近年、人が都市へ集中し、「人の動き」が活発なるにともない交通は一段と激しさを増してきています。

この交通の実態を調査するため秋田県では、建設省、関係市町村(秋田市、男鹿市、五城目町、昭和町、八郎潟町、若美町、井川町、飯田川町、天王町、協和町、雄和町、河辺町、岩城町、大湯村)共同で、九月中旬から約一カ月間にわたり、パースントリップ調査(人の動きの調査)を行うことになりました。

この調査は、鉄道やバス、自動車などあらゆる交通は「人が動く」ことによって発生することに着目し、「人の一日の動き」を正確にとらえ、バランスのとれた総合交通計画を立てるために行うものです。皆様がたの住んでおられる地域はもとより、この調査地域全体によりよい交通計画を立て、安全で快適な地域社会として発展させるための調査です。

町内のみなさんからのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



▽シリーズ△ 心の病気 ⑨

秋田大学医学部附属病院

久 場 政 博

五十二歳。某会社の部長。部下に対してめんどうみがよく、仕事も責任をもつてするので、職場の信頼があった。いままでは仕事もバ

自信喪失の人

—うつ病の症状・不眠や食欲不振から—

リバリやっていた。家庭にあっては円満で、子煩悩である。最近仕事の実績が認められ、某県の営業所長に栄転した。将来、会社の重役への第一歩ともいえる昇進であった。ところが引越して一カ月た

られ、以後、全く自信をうしなう「おれの能力はゼロだ。いままでは頑張ってきたのは、部下たちがそれとなく自分を助けてくれたからだ。本当は部下より能力がないんだ。もうお先まっくらだ」といって絶望に打ちひしがれ、毎日、ど

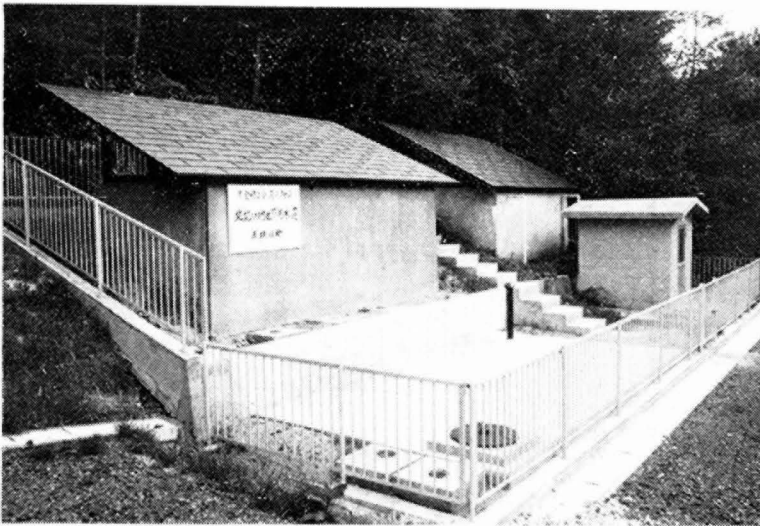
すと、性格は温厚で人望があり、仕事にも積極的で全く非のうしろない人です。まさに、あの人がというほど立派な人物です。ところが、このような人々は、昇進転勤、引越、外国出張、娘の結婚など、一言でいえばいままでの生

この性格温厚なタイプのほか、本来、甘えん坊で、わがままで見栄っばりの人が、いままでのことをきっかけに、発病する場合もあります。いずれにしろ心の病いひです。そして、このうつ病に激励は禁物です。仕事を休ませ、専門医の治療をうけるようにすすめてください。

—おわび—

九月一日第三七九号に掲載しました「昭和54年度町税完納者一覧(七月末日現在)」で氏名の誤りと掲載洩れがありましたので、お詫びして訂正いたします。

大 川	木 村 喜 之
大 川	(善文は誤り)
大 川	八 柳 喜 一郎
大 川	(浅野は誤り)
下 樋 口	工 藤 順 司
落 合	(掲載洩れ)
落 合	菊 地 千 代 一
落 合	(掲載洩れ)



初めて緑の少年団結成

(富津内小中学校
杉沢小中学校)

このたび富津内、杉沢の両小中学校に緑の少年団が結成された。この少年団は緑化運動を通じて、学校林の造成管理に尽力し、愛林思想の醸成につとめることになっている。

この団の団員は小、中学校の児童と職員で組織され、事業計画は年度初めの総会で決定する仕組みになっている。

富津内小中緑の少年団の本年度の事業計画は、緑の羽の募金運動、植樹祭への参加、学校林遊歩道の設定、一人一鉢運動、庭樹のせん定管理、学校林の除伐等となっている。

富津内小中学校の伊藤義道校長は「わたしたちの学校には、先輩が残してくれた十ヘクタールの学校林があります。この学校林は樹令三十年をこえたものばかりです。これを大切に保護育成し後輩におくるようにしたいと思っています」と語っていた。

五城目町の学校に緑の少年団ができたのは、これがはじめてで、南秋田郡内でも、緑の少年団のあるのは二校だけである。

五城目町 役場職員募集

受付十月一日/九日まで

昭和五十五年五城目町職員採用試験を次の要領により行いますから、希望者は期限内に申し込むようにしてください。

一 採用予定人員 男子 五名

二 受験資格 (内大学卒一名)

五城目町に居住し、通勤可能の者で次の①の資格を有し②の欠格事項のいずれにも該当しない者

①学校教育法による高等学校または同等以上の学校(大学を含む)を昭和五十五年三月卒業見込みの者

②日本の国籍を有しない者

③禁治産および準禁治産者の禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

④日本国憲法執行の日以後において日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

三、試験の方法

①第一次試験

・教養試験

公務員として必要な一般的知識、知能(社会、理科、国語、英語、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等)について筆記試験を行います。

②第二次試験

第一次試験の合格者に対してのみ行います。

・口述試験
個別面接により主として人物について試験を行います。

・作文
主として文章表現力等について試験を行います。

・身体検査
職務執行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

・身七調査
受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。

四 試験日および場所
第一次試験
昭和五十四年十月二十二日午前十時五城目町役場第一会議室
第二次試験
昭和五十四年十一月中

五城目町役場内または、町民センター内
(第一次試験合格者に別途通知します。)

五 合格者発表
第一次十月下旬または十一月月上旬に役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。

第二次十一月月中旬、または十二月月上旬に役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。

六 合格から採用までの経路

合格者は任用候補者名簿に登録し、そのうちから採用者が決定されます。

ただし、この候補者名簿の有効期間は一カ年です。

七 給 与

原則として町の基準により支給します。

八 受験手続および受付期間

①申し込み用紙の請求および申し込み先は役場総務課あて。郵便

で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験申し込み用紙請求」と朱書き宛先を明記して、五十円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

②受付期間は昭和五十四年十月一日から十月九日まで。平日は午後五時、土曜日は正午までとし

郵送の場合は十月九日までに着信のものに限り受け付けします。

③提出書類

(1)申し込み書一部(所定の用紙を使用すること)

(2)成績証明書一部

(3)受験料不要

九 その他
①申し込みを受理された受験申込み者には受験票を交付します。
②受験票には最近撮影した上半身脱帽、正面向、縦六cm、横四・五cmの写真一葉をはって第二次試験当日持参してください。
(写真のない場合は受験できません。)

③この試験についての問合せは役場総務課でお答えします。

町営テニスコートで

軟式庭球大会

十月七日、十日の午前九時から五城目町営テニスコート(雀籠運動公園広場)で、五城目町軟式庭球選手権大会が行われる。この大会は五城目庭球協会が主催するもので、種目は一般男女、壮年(四十歳以上)、初心者部、(日曜テニス参加者対象)、中学生の部となっており、参加料は一人二百円となっている。

④申込み先・問合せ先

松橋 肇(五城目町田町) 電話 三九一八

— 敬老式 —

百歳までもお元気で



式の後で町長といっしょに演芸を楽しむお年よりたち

町では、九月十二日午後一時から広域体育館で敬老式を行い、お年よりたちの労をねぎらうとともに、長寿をお祝いした。今年、町内の七十歳以上のお年よりは、昨年より五十六人多い千二百五十三人で、式には八百二十人が参加した。

あいさつにたった加賀谷町長は「寿条令により、百歳になったお年よりは、町から百万円さしあげるようになっていきますので、長生きをして、ぜひ受け取ってください」と述べた。

式では、喜寿(七十七歳)、米寿(八十八歳)をむかえるお年より九十六人には寿座布団(ことぶ

- きざぶとん)、傘寿(八十歳)をむかえるお年より五十一人は寿座布団と鳩杖(はとづえ)、八十歳以上のお年よりは敬老祝金が町から送られた。県からは、九月十五日現在で七十五歳以上のお年よりに祝金が、八十八歳以上のお年よりは記念品が送られた。また今年めでたく金婚式をむかえられる十三組のご夫婦には、町から記念品が送られた。つづいて、五城目保育園の近藤八雲ちゃんと奈良ユキ子ちゃんが、沢田石五蔵さん(湯ノ又)と佐沢マサエさん(畑町)に、いつまでもお元気で長生きしてくださいと花束を贈った。
- 式の後には、岩手県「竹水会」

- 一行による演芸があり、お年よりたちは民謡や踊りを楽しんだ。
- 日本人の平均寿命は、四十六年に男が七十歳、女が七十五歳をこえ、五十三年では男が七十二・九七歳、女が七八・三三歳となっている。これは、男が世界第二位、女が第四位であり、長寿国のノルウエイやスウェーデンなどと肩を並べるようになった。百歳以上のお年よりは全国で九百人以上おり、県内でも九月一日現在で八人いるが、町内では一人もおらず、九十五歳の八柳謙之助さん(大川)が最高齢者である。
- 町内の長寿者上位十人と、今年金婚式をむかえるご夫婦は次のとおりである。(敬称略)
- ・町内長寿者(9月12日現在)
 - ①八柳謙之助(大川) 明17・7・19 95歳
 - ②石川 常吉(北太口) 明18・9・18 93歳
 - ③菅生 ハナ(新畑町) 明19・2・10 93歳
 - ④畠山 リツ(老人ホーム) 明19・8・1 93歳
 - ⑤小沢タケノ(富田) 明19・12・20 92歳
 - ⑥村田 タノ(老人ホーム) 明20・1・17 92歳
 - ⑦加藤佐太郎(大川) 明20・1・28 92歳
 - ⑧越前 ノエ(水沢) 明20・4・12 92歳
 - ⑨小玉 武治(西野) 明20・9・5 92歳
 - ⑩伊藤 シミ(落合) 明21・4・16 91歳

- ・金婚者(数字は年齢)
- 館岡 義雄75・ヒデ69 田町
 - 安東 斌78・イワ74 今町
 - 佐藤 林治74・イシ68 一番町
 - 佐藤勝太郎73・都70 仲町
 - 渡部 梅吉74・トミノ70 畑町
 - 栗山銀之助72・コト70 矢場崎
 - 田中幸四郎73・ハナ70 脇乙
 - 伊藤民之助75・トクエ67 落合
 - 渡部 恭吉81・ナツ75 下山内
 - 工藤 豊治73・エシ66 浅見内
 - 島崎金之助73・チユ66 大川
 - 伊藤豊治郎75・ノエ69 大川
 - 千田 栄治67・テツ65 西野

- 六十歳以上の方に
温水プール無料開放
— 九月三十日まで —
- 町では、九月十日から三十日まで、高齢者の人たちに、屋内温水プールを無料で開放していますので、利用してください。
- ▽期間 九月三十日まで
毎週月曜日は休館日
- ▽時間 午前八時半～正午
午後一時～午後四時半
- ▽対象 六十歳以上の人
- 一、マリアナ諸島方面
- ①実施期日 昭和54年12月上旬(3泊4日)
 - ②巡拝地点 サイパン・テニアン・グアム方面
 - ③募集人員 約60人
 - ④参加資格 巡拝地点で戦没した方の遺族(妻・子・父・母・兄弟・姉・妹)
 - ⑤参加者負担費用 約12万円
 - ⑥二、フィリピン方面
 - ①実施期日 55年1月上旬(7泊8日)
 - ②巡拝地点 ルソン島(南北部)・レイテ島・セブ島・ミンダナオ島
 - ③募集人員 約120人
 - ④参加資格 フィリピン地域およびその近海で戦没した方の遺族(妻・子・母・兄弟・姉妹)
 - ⑤参加者の負担費用 約15万円
- 三 募集締切り期日
- ①マリアナ諸島方面 昭和54年10月10日
 - ②フィリピン方面 昭和54年11月10日

10月 ゴミ収集日

町内名	10月					
	1回	2回	3回	4回	5回	6回
広ヶ野	5	12	18	25	31	
希望ヶ丘	5	12	18	25	31	
田町	5	12	18	25	31	
上田町	5	12	18	25	31	
今	5	12	18	25	31	
御蔵町	5	12	18	25	31	
小池町	5	12	18	25	31	
小川原町	5	12	18	25	31	
新町	1	6	13	20	26	
一番町	1	6	13	20	26	
古川町	1	6	13	20	26	
紀久栄町	1	6	13	20	26	
中川原町	1	6	13	20	26	
館	1	6	13	20	26	
岩城町	1	6	13	20	26	
築地町	2	7	16	22	27	
畑町	2	7	16	22	27	
新畑町	2	7	16	22	27	
崎	2	7	16	22	27	
仲町	3	10	17	23	30	
長町	3	10	17	23	30	
米沢町	3	10	17	23	30	
雀館	3	10	17	23	30	
昭辰町	3	10	17	23	30	
大川一區	3	10	17	23	30	
二區	3	10	17	23	30	
三區	3	10	17	23	30	
四區	3	10	17	23	30	
馬場目	4	15	24			
富津内	4	15	24			
内川	4	15	24			
大川以外(本村の部落)	9	19	29			
面湯	9	19	29			
馬川	9	19	29			

＜直接搬入料＞
2トン未満 1回につき 600円
2～4トン 1回につき 900円
4トン以上 1回につき 1,350円
※ 収集日が多少変更になることもありますが、収集日程表を必ず見てください。



誕生
おめでとう
ございます

野田 藤井みねこ 7、21
新町 好春 喜江子 7、21
新町 佐藤 良仁 7、21
新町 保 豊子 7、21
下山内 伊藤 友治 7、22
畑町 佐々木 明 7、27
畑町 重道 京子 7、27



おくりやみ申し上げます

久保 一関 安二 7、27
門前 石井 拓哉 8、1
川堤 石川 友絵 8、7
雀館 坂谷 専一 8、13
田町 館岡 孝幸 8、14
田町 孝信 優子 8、14

おくりやみ申し上げます

松橋トミエ 55 浅見内
伊藤恵智子 40 谷村
佐藤繁一郎 62 谷中
佐藤 弘 69 谷中
一ノ関エサ 84 岡本
一関 タマ 92 久保
太田 リサ 74 浅見内
猿田 トメ 70 浅見内
猿田 健一郎 53 下高崎
猿田 俊雄 54 上樋口
堀 喜代 84 紀久栄町
富樫 光子 47 仲見内
工藤 徳治 78 浅見内
佐々木 信正 68 恋地
藤田 清 64 築地
田口耕市郎 82 長地
十三日 町



おしらせ

三種混合予防接種は

9月19日と20日

ジフテリア、百日咳、破傷風三種混合の一回めの予防接種を次の日程で行います。予防接種の対象となっているお子さんは、必ず受けるようにしてください。

▽日程

・9月19日 五城目、面湯地区
馬場目、内川地区
・9月20日 富津内、大川地区

▽注意事項

・問診用紙は必ず記載し、母子健康手帳といっしょに持参すること
・当日、会場に来る前にお子さんの体温を測定し、健康状態を確かめておくこと
・お子さんの健康状態に不安がある場合は、保健衛生課へ電話をして、接種できるかどうか確認すること

▽時間 午後1時～2時
▽場所 五城目広域体育館
▽対象者 (三回接種)

・昭和51年9月1日から52年8月31日までの出生者
・昭和50年9月1日から51年8月31日までの出生者で、一回接種者または未接種者

技能検定の受付けは

10月8日～10月19日

五十四年度後期技能検定の受付けは、十月八日から十月十九日まで、各地区の技能センターや秋田県職業能力開発協会で行われます。検定職種は、農業機械整備、建築大工、和裁、菓子製造など三十作業です。
技能検定は、技能の程度を一定の基準によって検定し、それを公に証明する国家検定制度であり、職業訓練法に基づいて行われるものです。これに合格すると、職種ごとに一級は労働大臣から、二級は県知事から合格証書が交付されます。
受検の手続きや資格など詳しいことについては、次のところへ問い合わせください。

技能五輪県大会の参加者を募集

参加者を募集

県では、技能五輪秋田県大会の参加者を募集しています。
この大会は、全国大会に出場する県代表を選ぶ予選です。全国大会で一位になった人は、技能五輪国際大会に代表として派遣されることになっています。
募集期間 10月8日～10月19日
職種 時計修理、建築大工、配管、機械製図、電工、電気溶接
資格 昭和34年1月1日から昭和36

雀館運動公園内の

「駐車場」利用のすすめ

雀館運動公園内の各施設の(町民センター・広域体育館・屋内温水プール・運動広場・テニスコート・雀館公園等)にお出での際は、車はかならず「駐車場」の所定の位置にきちんとしてください。なお荷物のお預りや雨天等以外はセンター、体育館、プールは使用できますよう、広く皆様のご理解とご協力をお願いいたします。